

第2号議案

平成28年度事業計画及び収支予算等の承認の件

自：平成28年4月1日

至：平成29年3月31日

事業計画

1 巡回教室・コンサルタント・ブロック研修会

水産資源の保護培養、管理、衛生及び漁場環境の保全に関する知識の普及に資するため、巡回教室の開催、コンサルタントの派遣、複数の都道府県による地域ブロック研修会への講師派遣を行うと共に、季報・ホームページにより実施内容を公開し、情報を提供する。

また、国産水産物流通促進センターの構成員として、国産水産物の流通の目詰まり解消のため、生産段階、流通加工段階への指導員の派遣、小売段階への店頭学習会やスキルアップ講習の開催のほか、学校給食会等の他団体と共催し学習会等を行う。そのほか、生産段階と外食、加工業者等との連携体制の構築のため、専門家の派遣等を行う。

復興水産加工業販路回復促進センターの構成員として、東日本大震災被災地の水産加工業者等に対し、復興アドバイザーによる販路回復等の指導、セミナー等を開催する。

水産防疫対策では、都道府県等の養殖衛生実務担当者に向けた養殖衛生管理技術者研修を実施する。

2 漁村研究実践活動助成事業

漁村における水産資源の保護培養、管理に関する研究実践活動を支援する。

都道府県からの推薦に基づき、漁村研究実践活動を行う研究グループに対し助成を行うと共に研究成果を公開する。

3 啓発事業

水産資源の保護培養、管理、衛生及び漁場環境の保全に関する知識の普及に資するため、季報・パンフレット等の刊行・配布、ホームページによる情報公開、DVD、ビデオフィルムの貸出等を行う。

また、水産用水基準（現行2012年版）の次版に向けた検討を進める。

4 水産エコラベル認証事業

水産エコラベル制度は、水産資源の持続的利用や生態系保全活動に取り組んでいる漁業によって生産された魚介類に認証マークを貼付し、それを一般消費者が購入することにより、水産資源の持続的利用の資源管理活動に資する制度であるが、当協会は認証機関として水産エコラベル認証事業（持続的漁業に関する認証：マリン・エコラベル・ジャパン、養殖に関する認証：養殖エコラベル）に参画する。

5 水産増養殖衛生推進事業

1) 健全で安全な養殖魚の生産と、食の安全・安心に資するため、都道府県、大学等の研究機関と協力し、養殖衛生に関する最新情報の収集と情報提供を行う。

2) 水産物の衛生に寄与するため魚病情報収集・調査・解析等を行う。

コイヘルペスウイルス病等の特定疾病のまん延を防止するため、原因ウイルスの保有の可能性の有無についてPCR検査及び抗体検査、細胞培養手法等を用いて検査を行い、水産防疫及び衛生対策に資する。その他の疾病についても適切な方法を用いて検査を行い、持続可能な養殖と食の安全、水産物の円滑な国内流通、輸出入に寄与する。

6 生産情報公表 JAS 認定事業

生産情報公表 JAS 制度は、一般消費者に養殖魚の生産段階の情報を開示するための制度であり、当協会はその活動に審査機関の立場で認定業務に参画する。

7 魚類防疫士技術認定事業

安全な養殖水産物の供給及び養殖環境の保全、水産増養殖業の健全な発展に寄与するため、魚介類防疫、養殖衛生管理並びに漁場環境保全に関する専門的知識、技術を有する地方公共団体等の職員に対し認定試験を実施することにより、水産防疫の業務に携わる担当者の資質の向上を促す。合格した者は「魚類防疫士」として認定する。

8 コイヘルペスウイルス病まん延防止事業

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、都道府県が実施する本病の調査

- ・ 検査及び持続的養殖生産確保法に基づくコイの焼却・埋却処分命令及び関連施設の消毒命令に伴う損失及び費用の補償に要する経費を交付する。本年度、事業の終了に伴い基金残額を国庫に返還する。